

<指定給水装置工事事業者の皆様へ>

2019年10月1日より、指定給水装置工事事業者制度が変わります！

指定の有効期間が設けられます

有効期間は指定日から5年間です。

現在指定を受けている方は、指定を受けた日によって有効期間が異なります。

指定を受けた日	有効期間	有効期限
平成10年4月1日から平成11年3月31日	1年	2020年9月29日
平成11年4月1日から平成15年3月31日	2年	2021年9月29日
平成15年4月1日から平成19年3月31日	3年	2022年9月29日
平成19年4月1日から平成25年3月31日	4年	2023年9月29日
平成25年4月1日から令和元年9月30日	5年	2024年9月29日

有効期限を迎える前に指定更新手続きが必要となります。

対象となる事業者には、事前に郵送にてお知らせする予定です。

更新にあたり注意していただきたいこと

- ①指定事項に変更のある方は、更新手続き前に変更を済ませてください。
- ②通知の不着、連絡不通があっても再通知は行いません。
- ③更新の審査は新規指定時と同様の基準で実施します。
- ④更新手数料が必要となります。金額は後日決定します。
- ⑤更新を失念した場合や手続きが遅れた場合、指定が失効します。

今後のスケジュール

令和元年8月末	新制度の周知、広報、ダイレクトメールの送付
令和元年10月1日	改正水道法施行
令和2年3月まで	企業団給水条例、指定事業者規程等の整備
令和2年7月頃	更新対象事業者宛に更新案内の送付
令和2年8月頃	更新申請書の受付、審査
令和2年9月頃	企業団講習会の開催、新指定事業者証交付

※スケジュールは2019年8月現在で想定しているものです。

指定制度に関するお問い合わせ

施設課給水係 Tel0244-35-6733

相馬地方広域水道企業団